みどり
水土里ネット

環境循環プランナー
熊本市西南
土地改良区

熊本市 せいなん

広報 2023
MIDORI NET
熊本市
せいなん

十八口堰

井樋山堰

松の木堰

六間堰

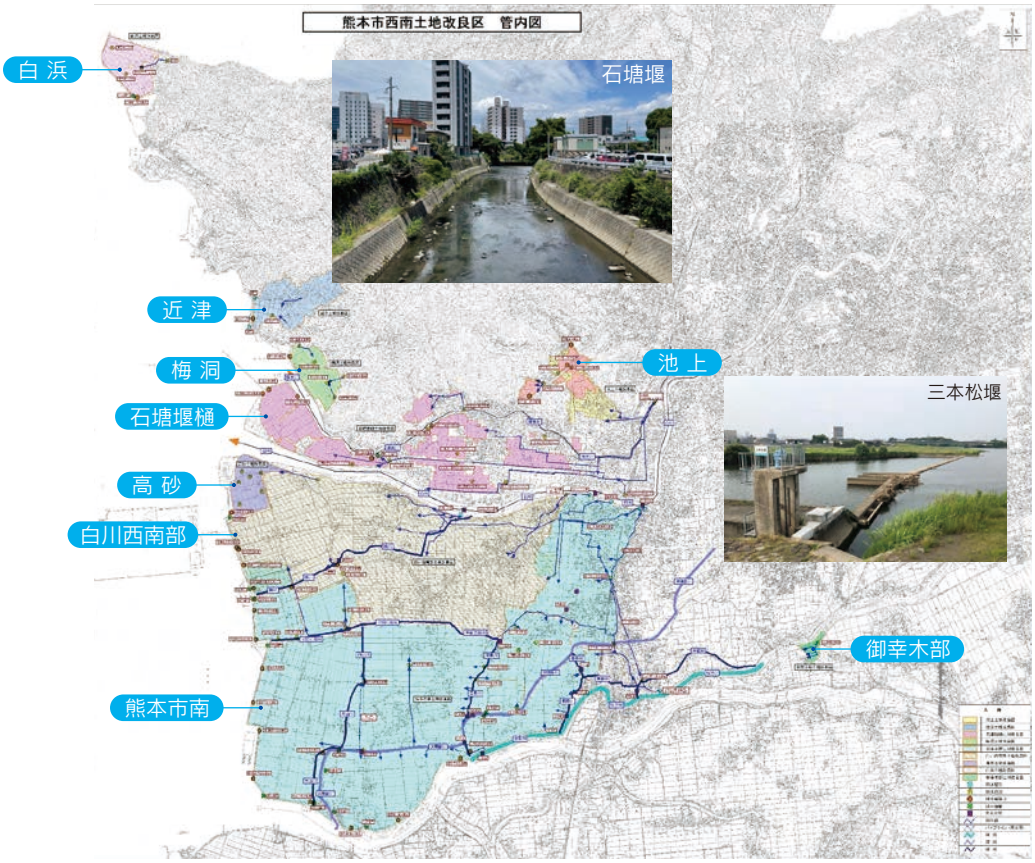

合併

令和3年6月から熊本市西区・南区の9つの土地改良区（石塘堰樋・池上・白浜・近津・梅洞・高砂・白川西南部・御幸木部・熊本市南）により、熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会を設立し、令和4年3月に開催されました総（代）会において、9つ全ての土地改良区で合併が承認されたことにより令和5年2月21日に合併認可を受け、新土地改良区が誕生しました。

CONTENTS

1　就任挨拶
1　熊本市西南地区土地改良区合併の概要
1　第1回通常総代会開催
1　令和3年度決算、令和5年度予算
1　新役員、新総代
1　令和5年度賦課金納付について
1　令和5年度農業農村整備事業
（梅洞・甲畠・宇土開・松の木堰・海路口排水機場）
1　令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業
1　様々な活動
1　三本松・十八口・井樋山堰改築計画について
1　土地改良区からのお願い
1　お知らせ

組合員・受益面積の状況　（2023年6月末）

●面　積:2,701ha（田2,636　畑652）　●組合員:3,772名

『 就 任 挨 拶 』

熊本市西南土地改良区
理 事 長
津 田　正 昭

盛夏の候、組合員並びに関係の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より土地改良区の運営並びに農業農村整備事業の推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年2月21日の合併により、新土地改良区の理事長となりました。理事長に選ばれましたことは大変光栄であると同時にその重責を改めて感じています。微力ではありますが、組合員の皆様の負託に応えるべく、全力で職務を遂行していく所存です。

昨年はロシアによるウクライナ侵攻の影響もあり、燃料価格の上昇や物価の高騰は私たちの生活や土地改良区の運営にも大きく影響を及ぼしています。

また、農業を取巻く環境は農業従事者の高齢化や後継者不足、施設の老朽化など農地や農業用水の管理に支障が生じています。

そのような中、農業生産の基盤となる地域農業振興の推進主体として機能を発揮するため、より一層の組織運営基盤の強化が求められることから、令和3年6月より熊本市西区・南区の9つの土地改良区で合併推進協議会を設立し、合併に向けた協議を進め、令和5年2月21日に熊本市西南土地改良区が誕生しました。

合併により土地改良区運営経費を節減し、行政機関及び関係団体との連携、事務局の強化を図るとともに、用水管理や施設整備・管理体制を強化させ、組合員の利益増進を図るものであります。

当改良区管内では現在、県営圃場整備事業を小島・梅洞・甲畠口・宇土開地区の4地区と松の木堰改修など多くの事業を実施しております。

今後一層の農業基盤の強化のために農業農村整備予算の確保に取り組んでまいりますので、皆様のご協力よろしくお願いします。

また、白川下流の三本松・十八口・井樋山堰につきましても、国土交通省より河川改修による改築の設計が行われており、令和6年度頃より事業に着手する計画です。関係地区の皆様には、随時報告を行い着手に向けた協議を行ってまいりますので、よろしくお願いします。

農業をめぐる環境はかつてない変化をしています。私たちは今後も組織改革に取り組み、持続可能な農業と農村環境を目指し、県・市・関係団体と連携し、運営に取り組んで参りたいと思います。

最後になりますが、今後も組合員の皆様のご期待に添えるよう、役職員一同、職務に邁進する所存でありますので、引き続き、ご支援・ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

■合併経過

年　月　日	事　　項
令和3年6月4日	合併推進協議会設立
令和4年1月25日	合併予備契約
令和4年3月	合併総（代）会開催
令和4年9月1日	設立委員会設立
令和5年2月21日	県知事から合併認可

総代会開催

第1回通常総代会

令和5年3月28日（火）天明ホールにおいて、総代65名（定数75名）が出席し、第1回通常総代会が開催されました。上程されました議案は全て原案通り可決されました。

提出議案

第1号議案　熊本市西南土地改良区規約、規程の承認について
第2号議案　令和3年度事業報告及び財産目録並びに一般会計・特別会計決算承認について
第3号議案　令和5年度事業計画（案）、一般会計予算（案）議決について
第4号議案　令和5年度賦課金の徴収及び時期方法議決について
第5号議案　令和5年度一時借入金の最高限度額及び借入先並びに余裕金の預入先議決について
第6号議案　令和5年度長期借入金について
第7号議案　令和5年度賦課金の徴収委託議決について
第8号議案　令和5年度農地転用決済金額及び徴収議決について
第9号議案　令和5年度畑地化協力金及び徴収議決について
第10号議案　令和5年度他目的施設使用料、排水使用料及び手数料徴収議決について
第11号議案　役員報酬について
第12号議案　役員選任議決について

理事長挨拶

総代会の様子

熊本市西南地区土地改良区合併の概要

■合併日

令和5年2月21日

■新土地改良区名称

熊本市西南土地改良区

■新土地改良区住所及び連絡先

熊本市南区会富町1333-1（飽田まちづくりセンター2階）
TEL096-227-0207

■組織体制

理事17名、監事3名、総代75名、職員9名（再雇用・嘱託・臨時含む）

■経　緯

令和3年6月から9土地改良区（石塘堰樋・池上・白浜・近津・梅洞・高砂・白川西南部・御幸木部・熊本市南）により、熊本市西南地区土地改良区合併推進協議会を設立し、その中で協議を重ね、令和4年1月合併予備契約の協議が整い、新しい組織を設立する運びとなりました。

■地区概要

9土地改良区は熊本市の南西部に位置し、有明海に面した平坦地である。また、1級河川白川及び緑川水系加勢川や2級河川坪井川等から取水し、幹線・支線水路等を介して各区の農地に配水し、多くの農作物の生産に寄与しています。

○重複解消後の新土地改良区　受益面積2,697ha（県6位、市1位）

改良区名	受益面積（ha）	改良区名	受益面積（ha）
石塘堰樋土地改良区	283	高砂土地改良区	53
池上土地改良区	26	白川西南部土地改良区	752
白浜土地改良区	62	御幸木部土地改良区	5
近津土地改良区	49	熊本市南土地改良区	1,470
梅洞土地改良区	50	計	2,750

【参考】熊本県内の土地改良区における組合員数

順位	土地改良区名	組合員数
1	玉名平野	6,832人
2	菊池台地用水	6,094人
3	山鹿	5,597人
4	八代平野北部	5,181人
5	熊本市西南部	3,791人

※合併後は、熊本県内74土地改良区中、組合員数で5番目の規模となります。

■合併の目的

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足、農業所得の低迷、施設の老朽化など農業を取り巻く情勢は厳しく、課題が山積している。このような中、農業生産の基盤となる土地改良施設の適切な維持管理、将来にわたる良好な営農環境の保全のため、土地改良区が担う役割はますます増大するものと思われる。

更には、施設の保全や管理の効率化などの課題に対し、施設更新事業などの円滑な取り組みに向け事業費に係る地元負担分の事前積立が推奨されるなど、土地改良区の対応にも変化が求められている。

そこで、これら農業情勢の変化に機敏に対応し、農業生産の基盤となる地域の農業振興の推進主体として機能を発揮するため、より一層の組織運営基盤の強化を目的として合併を行う。これにより土地改良区運営経費を節減し、行政機関並びに関係団体との連携、事務局の強化を図るとともに、用水管理や施設整備及び管理体制機能を向上させ、組合員の利益増進を図る。

令和3年度決算、令和5年度予算

※令和4年度決算は来年度の報告になります。

令和3年度 一般会計決算 【石塘堰樋土地改良区】

差引金額 2,397,183円を令和4年度へ繰越

■収入 22,251,385円

土地改良事業収入	5,391,630円
附帯事業収入	7,099,930円
補助金等収入	403,000円
受託料収入	1,814,450円
雑収入	578,290円
基本財産運用収入	302,291円
特別会計繰入金	3,000,000円
繰越金	2,239,568円
返済金	1,422,226円

■支出 19,854,202円

一般管理費	12,405,362円
土地改良事業費	6,332,614円
負担金等	94,000円
貸出金	1,022,226円

令和3年度 一般会計決算 【池上土地改良区】

差引金額 16,677,711円を令和4年度へ繰越

■収入 21,382,580円

土地改良事業収入	134,280円
附帯事業収入	635,800円
補助金委託金収入	1,929,850円
雑収入	35,789円
繰越金	1,852,763円
特会積立金取崩金	16,794,098円

■支出 4,704,869円

一般管理費	632,326円
維持管理費	3,147,543円
補助金	920,000円
負担金及び寄付金	5,000円

令和3年度 一般会計決算 【白浜土地改良区】

差引金額 805,601円を令和4年度へ繰越

■収入 3,643,970円

賦課金	2,418,700円
使用料	100,000円
雑収入	364,416円
繰越金	760,854円

■支出 2,838,369円

事務費	736,231円
維持管理費	1,804,367円
負担金及び寄付金	297,771円

令和3年度 一般会計決算 【近津土地改良区】

差引金額 501,794円を令和4年度へ繰越

■収入 2,191,522円

組合費	736,745円
財産収入	460,230円
雑収入	35,384円
補助金	322,300円
繰越金	636,863円

■支出 1,689,728円

事務費	652,896円
諸費	143,640円
維持費	543,192円
工事費	350,000円

令和3年度 一般会計決算 【高砂土地改良区】

差引金額 1,978,264円を令和4年度へ繰越

■収入 7,803,024円

土地改良事業収入	5,704,250円
附帯事業収入	412,745円
雑収入	162,730円
補助金収入	477,300円
繰越金	1,045,999円

■支出 5,824,760円

土地改良事業費	4,079,953円
一般管理費	1,452,807円
予備費	292,000円

令和3年度 一般会計決算 【梅洞土地改良区】

差引金額 834,327円を令和4年度へ繰越

■収入 2,822,325円

組合費	1,993,600円
使用料	146,820円
受託料	322,490円
雑収入	9円
繰越金	359,406円

■支出 1,987,998円

事務費	670,618円
維持管理費	1,169,620円
負担金及び寄付金	8,000円
立替金	139,760円

令和3年度 一般会計決算 【白川西南部土地改良区】

差引金額 14,958,220円を令和4年度へ繰越

■収入 70,726,939円

土地改良事業収入	25,013,558円
附帯事業収入	649,500円
基本財産運用収入	240,000円
補助金収入	8,764,000円
交付金収入	18,000,000円
受託料収入	5,189,200円
雑収入	473,000円
繰越金	12,397,681円

■支出 55,768,719円

土地改良事業費	33,613,235円
一般管理費	16,260,981円
負担金等	320,680円
積立金繰出支出	1,100,000円
繰出金	3,653,232円
諸費	820,591円

令和3年度 一般会計決算 【御幸木部土地改良区】

差引金額 970,323円を令和4年度へ繰越

■収入 1,341,707円

土地改良事業賦課金	474,182円
雑収入	3,962円
繰越金	863,563円

■支出 371,384円

土地改良事業費	263,784円
一般管理費	107,600円

令和3年度 一般会計決算 【熊本市南土地改良区】

差引金額 40,885,014円を令和4年度へ繰越

■収入 182,014,541円

土地改良事業収入	47,249,700円
附帯事業収入	7,817,434円
基本財産運用収入	611,200円
補助金等収入	50,766,000円
受託料収入	6,552,319円
雑収入	759,424円
借入金	33,739,421円
積立金取崩金収入	2,346,270円
繰越金	32,172,773円

■支出 141,129,527円

土地改良事業費	29,002,267円
一般管理費	22,206,869円
負担金等	84,474,421円
借入金返済	445,970円
積立金繰出金	5,000,000円

令和5年度 一般会計予算 【熊本市西南土地改良区】

■収入 302,556,120円

土地改良事業収入	94,138,120円
附帯事業収入	8,409,000円
基本財産運用収入	2,220,000円
特定資産運用収入	220,000円
補助金等収入	46,190,000円
交付金収入	55,974,000円
業務受託料収入	11,704,000円
雑収入	3,832,000円
借入金収入	26,500,000円
特定資産取崩金収入	53,369,000円

■支出 302,556,120円

土地改良事業費支出	113,966,000円
一般管理費支出	65,601,000円
土地改良事業負担金支出	66,250,000円
支払利息	1,104,000円
固定資産取得支出	2,000,000円
基本財産取得支出	500,000円
特定資産積立支出	37,971,000円
繰越金	8,579,120円
予備費	6,585,000円

新役員20名（理事17名・監事3名）が通常総代会で選任されました。

役職	被選任区	氏名	役職
理事（17名）	第1（石塘堰樋・池上）	福田　稔	副理事長
		三原 信幸	
		岩﨑 俊一	
	第2（梅洞・高砂・近津・白浜）	田中 博文	会計担当
		藤本 元久	
	第3（白川西南部）	村中 信一	副理事長
		白石　巧	
		西田 正勝	
		林田 信一	
	第4（熊本市南・御幸木部）	西田 邦雄	
		藤本 太一	
		金森 裕幸	
		中村 祐二	
		守田 博幸	用排水担当
		寺田 秋弘	庶務担当
		津田 正昭	理事長
		松田 克己	工事担当
監事（2名）	第3	岡田 政士	総括監事
	第4	白石 鶴雄	
員外監事	全区	北岡 耕介	

新役員

新総代75名が選出されました。

令和5年3月3日、総代選挙が執行され、次の方々が総代に就任されました。

任期：令和5年3月8日～令和9年3月8日（4年）

所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名	所属選挙区名	氏　名
第1（12名）石塘堰樋 池上	益永成人	第3（19名）白川西南部	益城信一	第4（36名）熊本市南 御幸木部	米田浩昭	第4（36名）熊本市南 御幸木部	甲斐健太朗
	小島眞吾		松村　稔		飯田章満		荒木雄一
	小嶋一成		中村信夫		田上義孝		加藤賢生
	萩野健一		吉永栄逸		川上栄一		林田孝弘
	西　重敏		前出浩一		丸山博義		牛嶋正利
	桑本竹昭		河上正信		西田哲治		山本継雄
	村上芳弘		西村光男		西村哲也		中野　亨
	村上　誓		北野恭行		坂口　清		林田賢博
	田尻光生		坂本知之		平野辰宣		木下正浩
	川上優一		長谷川浩一		小山慎治		宮本智就
	森日出輝		西村　豊		牛嶋修一		中村栄一
	岩本誠也		林　毅		島崎友樹		白木栄一
第2（8名）白浜 近津 梅洞 高砂	小﨑守充		村田　護		山西正憲		田中栄一
	横田健一		中尾成洋		堺　明征		田中裕二
	川上聖治		北村隆敏		小山亮彦		岡﨑幸誠
	藤本善洋		浅野　保		林田英博		林田浩一
	上野哲朗		山本敬大		小原幸治		
	志垣　明		松原恭久		西　武徳		
	木村高志		福田雄二		園田頼昭		
	辻野正敏				林田信一		

令和5年度賦課金納付について

賦課金とは

「なぜ賦課金を支払わねばならないのか」の質問が寄せられます。
土地改良法第36条（経費の賦課）で「土地改良区は、事業に要する経費に充てるため、地区内にある土地につき組合員に対して賦課徴収することができる。」とされています。

賦課金は土地改良事業（維持管理も含む）の受益地に賦課するもので、その農地は土地改良事業の効果を受けるため、賦課金を負担する必要があります。

納期日

○50,000円以下 1回:7月末　○50,000円超　2回:7月末・11月末　○祭田 1回:11月末

※納付が遅れると延滞金（8.8%）が発生します。期日までに納付をお願いします。

単位:円（10a当り）

地区名		経常賦課金	備考
全地区	1組合員当り	400	※1
石塘堰樋・池上	石塘堰樋	2,000	※2
白浜	白　浜	4,340	
近津	近　津（田）	2,500	
	近　津（山・畑）	500	
梅洞	梅　洞	4,000	※2
高砂	高　砂	5,000	
	高　砂（蓮根）	11,000	
白川西南部	飽　田	2,600	
	無田口	2,600	
	無田口（甲畠口）	4,600	
	五　丁	2,600	
	今新開	3,100	
	方近・中島・山下	3,400	
	沖　新（3番除く）	4,000	
御幸木部	御幸木部	10,000	

地区名		経常賦課金	備考
熊本市南	三本松	1,700	
	八　幡	600	
	護　藤（上・下護藤）	2,890	
	五　丁	7,290	
	甲畠口	5,700	※2
	乙畠口	3,590	
	沖　新（3番）	3,990	
	天明中央（古新地含）	2,960	※2
	内田沖田	4,890	※2
	天明南部	2,660	※2
	天明東部	2,750	
	奥古閑開・益城開	2,210	※2
	学料開	2,210	※2
	浦田開	2,210	※2
	宇土開・採蝋司開	4,190	※2
	新　村	5,220	※2

※1 賦課額が少額の（小面積）組合員も必要経費（口座振替・通知書・領収書・広報等）が掛かるため、全組合員を対象に1組合員当り400円いただいています。
※2 小島、梅洞、甲畠口、宇土開、松の木堰の県営事業負担金は、償還据置き期間（10年・5年）を設け、その間利息を負担しています。農地集積を達成出来ない場合は、事業完了後、特別賦課金で負担金を徴収します。

【注記】

・経常賦課金は、運営費＋維持管理費で算出します。

三本松地区

毎年83万円の賦課金が不足しています。現在、三本松土地改良事業基金を取り崩して運営費に繰入れています。施設の修理代等が嵩み、数年後には基金も無くなり、その時は賦課金を上げなければなりません。

八幡地区

八幡地区の運営費は、下流域（護藤、畠口、沖新：249ha）で120円/10a負担しています。
大門取水口から八幡までの水利権更新費用やゲートや水路の修理・更新費用は、応分の負担となります。工事に伴う事務費（事業費×10%）も別途負担となります。

令和5年度の主な農業農村整備事業（県営）

梅洞地区経営体育成基盤整備事業（県営）

今年度は舗装工2,800mを施工予定です。

全体概要
- 総 事 業 費:1,802,000千円
- 今年度事業費:50,000千円
- 受 益 面 積:43.6ha
- 受 益 者 数:131人
- 事 業 工 期:平成22年度～令和6年度（予定）
- 負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

令和４年度完成

令和５年度計画

甲畠口地区経営体育成基盤整備事業（県営）

今年度は暗渠排水工20haと舗装工1,400mを施工予定です。

全体概要
- 総 事 業 費:1,919,000千円
- 今年度事業費: 171,990千円
- 受 益 面 積:82.3ha
- 受 益 者 数:187人
- 事 業 工 期:平成25年度～令和6年度（予定）
- 負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

令和４年度完成

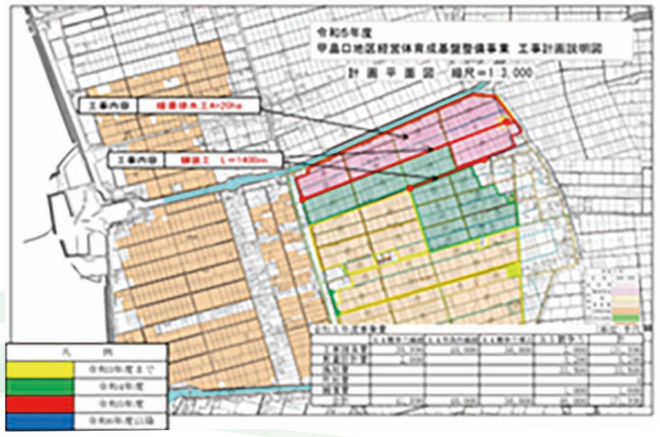

令和5年度計画

宇土開地区経営体育成基盤整備事業（県営）

今年度は、暗渠排水工20ha、舗装工800mを施工予定です。

全体概要
- 総 事 業 費:1,350,000千円
- 今年度事業費: 146,392千円
- 受 益 面 積:56.2ha
- 受 益 者 数:121人
- 事 業 工 期:平成30年度～令和7年度（予定）
- 負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

令和４年度完成

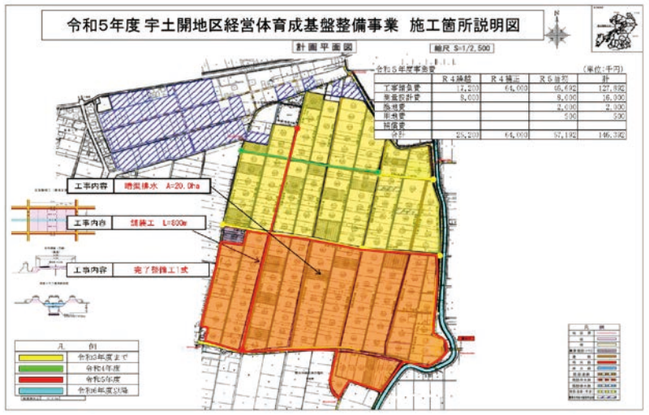

令和5年度計画

松の木堰地区農業水利施設保全合理化事業

新松の木堰の供用が開始し、2年目を迎えます。令和5年度は完了整備となります。
また、現在計画変更により海路口幹線用水路の改修を県に要望しており、その際には受益者の同意徴収が必要となりますので、ご協力お願いします。

全体概要
- 総 事 業 費:3,178,000千円
- 今年度事業費: 489,100千円
- 受 益 面 積:1000.9ha
- 受 益 者 数:1,599戸
- 事 業 工 期:平成27年度～令和6年度（予定）
- 負 担 割 合:国50%、県27.5%、市17.5%、農家5%

令和４年度完成

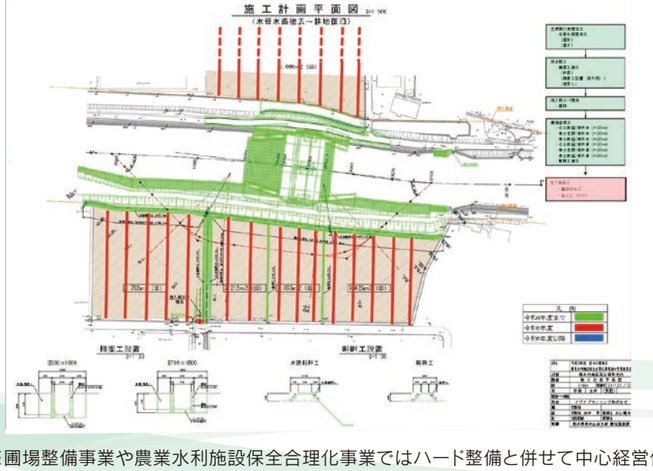

令和5年度計画

※圃場整備事業や農業水利施設保全合理化事業ではハード整備と併せて中心経営体集積促進事業（農地集積）により成果を上げることで負担金の助成があります。集積率55%以上の場合、事業費の5.5%の助成があり、負担金はゼロになりますので、農地集積にご協力お願いします。

第一海路口地区排水対策特別事業（県営）

令和6年度より運転開始予定です。
現在の排水機場の吐出量は毎秒3.0㎥ですが、新排水機場は毎秒8.0㎥の吐出量となり、排水能力が向上し、農地や住宅の湛水被害が解消され、農業経営の安定化及び農業の持続的発展が図られます。

全体概要
- 総 事 業 費:1,760,000千円
- 今年度事業費: 605,500千円
- 受 益 面 積:47.4ha
- 受 益 者 数:134戸
- 事 業 工 期:平成27年度～令和6年度（予定）
- 負 担 割 合:国50%、県25%、市25%、農家0%

令和４年度完成

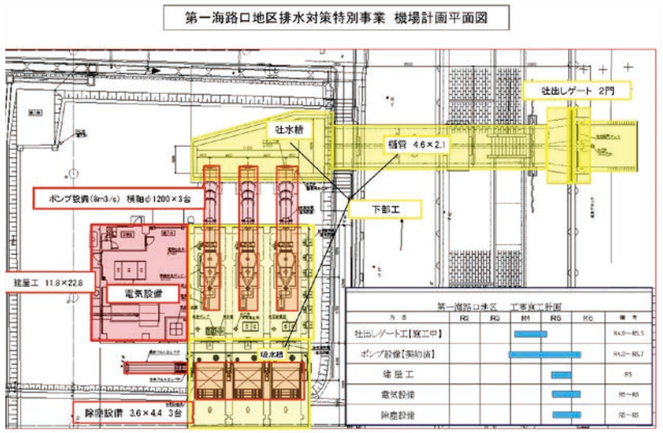

令和5年度計画

令和5年度土地改良施設維持管理適正化事業

中島地区水路

調整ゲート整備補修を行います。

全体概要
- 総 事 業 費:12,300千円
- 負 担 割 合:国30%、県30%、市24%、農家16%

扉体

巻上機

白浜揚水機場

水中ポンプ2台と電気設備の更新を行います。

全体概要
- 総 事 業 費:11,300千円
- 負 担 割 合:国30%、県30%、市20%、農家20%

水中ポンプ

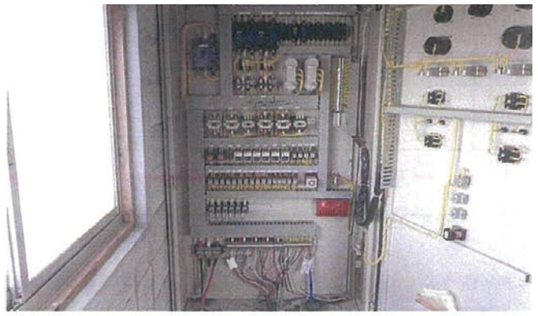
電気設備

六間堰

予備ゲート塗装と堰上屋屋根の補修を行います。

全体概要
- 総 事 業 費:17,600千円
- 負 担 割 合:国30%、県30%、市20%、農家20%

予備ゲート

堰上屋屋根

千間頭首工

ゲート整備補修を行います。

全体概要
- 総 事 業 費:7,900千円
- 負 担 割 合:国30%、県30%、市20%、農家20%

千間頭首工

ゲート

三本松・十八口・井樋山堰改築計画について

1.概要

白川では中期的な整備内容等を定めた『白川水系河川整備計画』を平成14年に策定し、河川整備を実施しているところであるが、この計画に基づく河川整備の進捗状況のほか、計画策定以降の河川を取り巻く社会状況の変化、今後の気候変動等を踏まえ、白川の治水安全度の更なる向上を目指し、河川整備計画を令和2年1月23日変更。

この変更計画において、河川整備の一環として横断工作物の対策（井樋山堰、十八口堰、三本松堰）が位置付けられており、今後、改築に向けて施設管理者（土地改良区）と協議・調整を行い、事業化を図っていく予定。

※改築後は3堰が統合され、一つの堰となる計画です。

2.今後の予定

令和5年予定　河川法24条、26条申請に関する協議
　　河川法24条、26条許可
　　基本協定書締結
令和6年予定：　着工

※河川法24条　河川区域内の土地を占用するための河川管理者への許可
　河川法26条　河川区域内の土地に工作物を新築や改築する際の河川管理者への許可

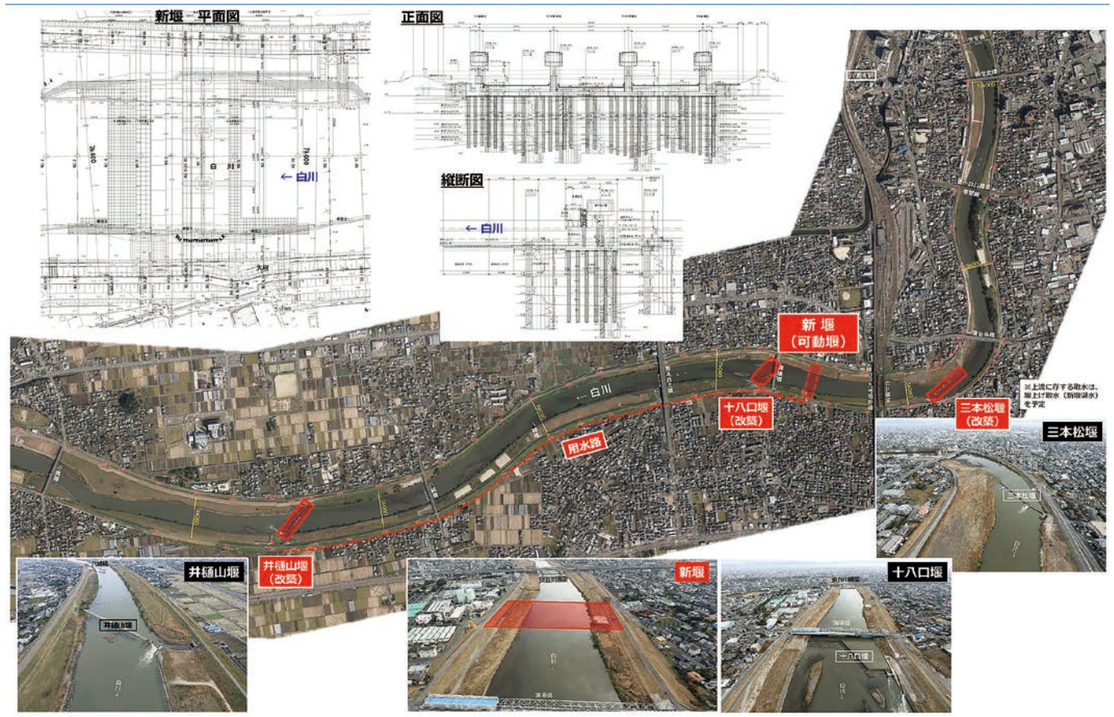

様々な活動

水土里（みどり）ネットの役割を知って

令和4年度も小中学校への出前講座や地域の学習会を開催しました。
今年度も小中学生や地域住民を対象に、学習会等を通して地域の水土里に理解が深まるよう発信します。

●施設見学（六間堰、松の木堰等）
●出前講座（随時）

六間堰見学（中緑小）

県内外から研修に

毎年、県内外から農業農村整備事業の推進、土地改良区合併、農地水環境保全活動等について視察に来られています。

人吉球磨地域土地改良区より視察（令和5年2月）

土地改良区からのお願い

農業用水の節水にご協力おねがいします！

昨今、欧州地域の武力紛争が世界的なエネルギー危機を招いており、電力価格の上昇に収束の目処が立たない情勢です。
土地改良区も頭首工・揚水機場・水中ポンプ等多くの施設で電力を使用しており、電気代の負担は毎年上昇しています。
このままでいくと賦課金を上げなくてはならなくなりますので、節水にご協力お願いします。

※毎年、中干し後に下流域で用水が不足します。掛け流しを無くし、用水の節約にご協力お願いします。また、用水路に土砂やゴミが溜まっていると下流に水が届きません。定期的な泥上げや清掃をお願いします。

用水が不足している用水路

掛け流しの排水路

水路への草の切り込みをやめましょう！

水路への草の切り込みは下流域に多大な迷惑を掛けており、撤去作業に大変苦労しています。皆様のご理解とご協力お願いします。

水路畦畔に繁茂している雑草

下流域へ流れてきた草

農業用施設からの油流出事故に気を付けましょう！

最近、土地改良区管内で油流出事故が相次いで発生し、一部河川や水田への流れ込みにより、農作物等への被害が発生しています。
油流出事故は環境汚染ばかりでなく、その回収が大変困難で生態系に悪影響を与えてしまうことになります。

お知らせ

こんなときは必ず土地改良区へ届け出てください

組合員異動の届け

申請書はホームページよりダウンロード出来ます

◎ 下記の場合、必ず事務局まで届け出て下さい。

◇耕作権、売買による移動　◇相続（死亡）による移動　◇経営移譲　◇住所変更　◇ 水田から畑への転換　など

〈注意〉農業委員会に届けても土地改良区へ届けがない場合は、そのまま従前者に賦課されます。

農地の買い受けの際はご確認を

農地に滞納金がある場合は土地改良法第42条（権利義務の継承）により、買受け人に滞納金は承継されます。競売・公売の場合も滞納金は権利を承継した人になり、移転登記された時点で組合員は買い受け人に移動します。

滞納金は新権利者が納付することになりますので、売買の際トラブルのないよう当事者間で確認してください。売買される方は、事前に事務局にお問い合わせください。

農地転用（地区除外）

▽ 農地を宅地等に転用する場合、決済金が必要です。

農地転用によって地区の農地が減ると、残った農地で運営費、維持管理費や事業償還金を負担することになります。
負担の公平化のために決済金を納めてもらうものです。

▽ 公共工事に伴う農地転用でも決済金が必要です。

道路・河川・公園等の用地として国・県・市が買収した場合。

▽ 市や農業委員会に手続きしても、決済金の納付がない限り賦課額は変わりません。

▽ 市街化区域においての転用届けの場合も決済金が必要です。

▽ 土地改良区の区域から除外する際には、滞納金が残っている場合は精算します。

〈令和5年度決済額　10a当り：円〉　45,000円（石塘堰樋）　40,000円（梅洞）
70,000円（高砂、白浜、白川西南部、近津、御幸木部、熊本市南）

水路への汚水や雨水・雑排水放流について

水路に汚水や家庭雑廃水を放流する場合には、土地改良区の承認が必要です。
本来、水路は農業用排（用）水が目的で造設しますが、家庭・事業所等からの廃水について下流地区で越水問題、農作物への影響等を検討し、支障がなければ認めております。
必ず事前に承認を受けてから放流して下さい。

賦課金口座振替領収書の送付廃止について

賦課金の納入は便利な口座振替をご利用下さい。（申込みは事務所まで）

通帳記帳をもって領収に代えさせていただいています。
証明が必要な方は別途発行しますので、土地改良区までご連絡ください。

◇広報誌の内容等、ご不明な点等ありましたら、土地改良区事務所までご連絡をお願いします。

◆ 発行所／水土里ネット熊本市西南（熊本市西南土地改良区）　◆ 発行人／理事長　津田正昭

《事務所》
〒861-4121
熊本市南区会富町1333-1 飽田まちづくりセンター2階
TEL：096-227-0207
FAX：096-227-0208
Eメール　info@midorinet-km.jp
ホームページ　https://midorinet-km.jp